1級試験対策

〔解 説〕

1) 不適切である

一般の事業(建設業、製造業など)の場合は、常時使用する従業員の数が20人以下であることが小規模企業共済の加入の要件となりますが、商業(卸売業、小売業)、サービス業 (宿泊業、娯楽業を除く)の場合は、常時使用する従業員の数が5人以下であることが加入要件となります。

2) 不適切である。

個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者は、個人事業主1人につき2人まで 小規模企業共済に加入することができます。

3)不適切である。

掛金は、増額、減額いずれも理由を問わず行うことができます。なお、選択肢に記載されている「所得がない場合」及び「災害に遭遇し又は入院している場合」は、「掛止め」が認められる事由として定められています。この場合、掛金の納付を継続することが著しく困難であると認められる場合として、半年または1年間、掛金の払い込みを止めることができます。

4) 適切である。

小規模企業共済は基本的には事業の廃止等に対して給付を行う制度ですが、<u>65 歳以上で掛金</u>納付月数が 180 か月以上ある場合は、事業を継続したままでも老齢給付金として共済金を受給することができます。

なお、共済金A、老齢給付金を含む共済金Bは、支給事由が発生した日に 60 歳以上で共済金の額が 300 万円以上の場合は分割払いで受給でき、共済金の額が 330 万円以上の場合は分割払いと一括払いを併用することができます。

小規模企業共済では、加入者資格や掛金に関する内容が頻繁に出題される傾向にあります。他の項目が出題される場合でも、四択問題に関しては、この問題のように、加入者資格と掛金を確実に理解していれば正解を選択できる可能性が高いと言えますが、総合問題の対策も踏まえて給付に関する事項も確認しておくと良いでしょう。